

株 式 会 社 P F U

1. 会社の概要

- (1) 会 員 名：株式会社PFU
- (2) 所属部会：関東電気部会第2分科会
- (3) 資 本 金：150億円
従業員数：4,493名
(PFUグループ，2016年3月現在)
- (4) 主な事業：
 - <イメージビジネス>
 - ・スキャナハードウェアの開発，製造
 - ・スキャナ関連ソフトウェアの開発
 - <開発製造サービス>
 - ・情報KIOSK端末，組込みコンピュータ，セキュリティ・アプライアンス製品等の開発・製造
 - ・顧客仕様のコンピュータ関連製品
 - <ソリューション>
 - ・各種業務システムの構築
 - ・各種パッケージソフトウェアの開発
 - <インフラ・サービス>
 - ・情報システム，ネットワークの保守，監視サービス，設置，工事
 - ・情報インフラの構築
- (5) 企業スローガン：『技術と信頼のPFU』
- (6) CIマーク



2. 知的財産部門の概要

- (1) 組織上の位置及び名称
共通技術部門に属し，知的財産権部と称しま

す。知財クリアランス*，自社技術権利化，各種管理業務等の実務は，関係会社であるPFUテクノコンサル株式会社の知的財産センターが行っています。

(*) 他社権利侵害等，自社製品やサービスが知的財産関連の問題がないことを確認することを当社では知財クリアランスと呼んでいます。

(2) 構成及び人員

実務を行う知的財産センターは，2016年12月現在23名（知財クリアランス15名，出願支援5名，管理系業務3名）で構成しています。

(3) 沿 革

当社は1987年4月にユーザック電子工業株式会社とパナファコム株式会社が合併して設立されました。設立当初，両社の知的財産部門は特許課として開発部門下に統合され，主に出願・権利化業務を行っていました。その後，業務の拡充や見直しにより，特許推進室，特許部，法務・知的財産権部と位置付け・名称が変更され，2012年に知的財産権部となり現在に至っています。

3. わが社の知的財産活動

(1) 基本方針

PFU企業行動指針として明記している「知的財産を保護します」という指針に基づき，当社では他社の知的財産権等を尊重し，他社権利侵害が無い製品を世の中に出すこと，及び法令を遵守することを優先課題とし，その上で自社独自技術について権利化を推進しています。

(2) 全社体制組織

社内での委員会の一つとして知的財産推進委員

会を設けており、年3回の委員会を開催し、年間活動目標の方向性審議・実績確認、及び社内表彰対象者の選考等を行います。

(3) 知財クリアランス

知的財産センターでの業務のうち、知財クリアランスに関連する業務が全体の6割強を占めています。

- ・他社が持つ権利を侵害しないための特許・意匠・商標の他社権利侵害調査を重点的に行い、事業部門と知的財産センター双方で確認をとっています。
- ・昨今、開発においてフリーソフトを利用することが不可欠であり、当社ではライセンス条件や知財リスクの有無についての確認を通して、それらの判断資料をデータベース化し、リスク判断の効率化、精度向上を進めています。
- ・また、他者著作物利用に関する相談窓口を設けており、カタログ・マニュアル等の著作権表示や写真データ利用などの相談対応を行い、法的判断が必要なケースでは弁護士の協力を得て専門的視点による確認を行っています。
- ・他社技術導入、共同開発、委託開発等の際の他社との各種契約においては、知的財産権が適切に扱われるようになっているかを確認します。
- ・さらに製品発表や展示会等で公表する際には、事前に知的財産権上、及び情報管理上問題ないことを確認する外部公表審査という体制をとっているなど、これら知財クリアランスに活動の重点をおくことで、他社権利侵害やライセンス条件違反が無い製品開発を支援しています。

(4) 出願、権利化

- ・当社技術の権利化は、事業への貢献としての「質」を重視しており、製品開発や先行技術開発から出たアイデアを基に技術まとめ会を行い、発明者と知財部門担当者に社外弁理士を加えてアイデアを練り上げ、応用展開を検討しながら競争力ある強い発明にまとめていきます。

- ・まとめた発明内容とビジネス展開を考慮して出願戦略を検討し、特許出願かノウハウとして秘匿とするかの決定、出願する場合の出願国、出願ルート、審査請求時期の決定を行います。
- ・その中で必要な技術範囲を適切な時期に権利化できるように戦略まとめ審査、PPH等も利用しています。
- ・意匠では類似品対策として製品の意匠に加えて、複数のバリエーションの意匠や部分意匠を出願しています。

(5) 技術アイデア制度

特許の要件を満たさなくても重要な技術的取り組みや有益な技術的アイデアを申請・表彰する社内制度を設けています。常に技術を考えること、そして製品や職場の技術による改善を活性化することを目的としています。

(6) 知財教育

階層別教育として新入社員、中堅社員、新任幹部社員それぞれに目的・内容を変えた教育を行っており、また一般教育として著作権eラーニングを中心とした個別テーマ教育を行うことで、知財リスクの理解、事業価値の高い知的財産創出が出来る人材の育成を目指しています。

4. 今後の計画

世界の産業構造やビジネスモデルが大きく変化する中、当社が価値ある製品・サービスを提供し続けるために、知財活動も従来の機能的価値での差別化に加えて、お客様の課題やニーズへと拡張した新たな視点での差別化に取り組み始めています。

知財部門は社内の技術を横断的に把握出来ることが強みであり、知財部門の情報／人的ネットワークを活用して、ビジネスを熟知する事業部門とともに、お客様視点に立った特許・意匠・商標の俯瞰的保護価値創造活動を目指します。

(原稿受領日 2016年12月14日)